

基調講演2 追加レジュメ

加藤陽子

1、終戦時と戦後の二人（昭和天皇と南原繁） 見込み違い

- (1) 詔書による終戦～天皇は南原という存在を認識していた。「木戸の所に東大の南原〔繁〕法学部長と高木八尺とが訪ねて来て、どうして〔も〕講和しなければならぬと意見を開陳した」『昭和天皇独白録』143～144頁
- (2) 戦後～「大学は南原総長の間は東大はいやだから、学習院の方がよいと思ふ。南原がやめた後なら東大でもよいが……云々仰せあり」『昭和天皇拝謁記1』1950年9月1日条、200頁
- (3) 対立の起点～南原（貴族院勅撰議員）、第91帝国議会、皇室典範案に関する、吉田茂首相〔自由党、進歩党を与党〕への質問演説、1946年12月16日、新しい皇室典範案についての議論。天皇の退位、譲位に関する条項がないことへの疑義
- (4) 天皇自身～1946年1月1日の詔書。「五箇条の誓文」を詔書冒頭に置く。民主政の起点としての明治維新

2、日中戦争、太平洋戦争以前の天皇の言葉

- (1) 1933年3月 国際連盟脱退の詔書～「然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス」
- (2) 1935年 天皇機関説事件
 - ◎2月27日、衆議院予算委員会 江藤源九郎。憲法第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」の解釈。「〔開戦というときに〕国民が、いや今度は戦なんか出来ないと云って、此詔勅に対して非議論難しても宜い」のか
 - ◎3月8日、貴族院本会議で質問に立った井上清純
 - 軍人勅諭（1882年、明治15年）に示された精神と明治憲法の機関説的解釈の間には齟齬があるがどうか
 - 教育勅語（1890年、明治23年）に示された精神と機関説的解釈の間には齟齬があるかどうか
- (3) 1936年 二・二六事件 蹶起将校・村中孝次に、奉勅命令を伝達した山本奉文のやりとり。村中「奉勅命令と云うけれども、幕僚が作ったものではないでしょうか。「敗戦の時分にはどうなりますか」。真の問いは「敗戦を国民に告げる天皇の詔書が出されるような場合、天皇に責任が及ぶのではないか。あるいは、軍隊はその詔書に従うべきか」

3、天皇にとっての責任の感覚

- (1) 第一次世界大戦時、ドイツ皇帝の戦争責任問題
 - ◎1919年春、「戦争を開始した者の責任及び刑罰の執行に関する委員会」（戦争責任委員会）、米国と日本の留保をつけた報告書を本会議に提出。「主権者無答責を国内法で認める国がいくつかあるとしても、国際的観点からみると事態は全く異なってくる。もし、主権者無答責が、その国家自身が講和条約で元首の裁判を認めた法廷で責任を否定する論拠として認められるなら、戦時法及び人道の法に対する最も重大な侵犯も如何なる事態の下でも処罰され得ないという結論が導き出され、文明国民の良心に衝撃を与えることとなろう」大沼保昭『戦争責任論序説』42～43頁
- (2) フランスから帰国した東久邇宮稔彦王の西園寺公望への問い（日本臣民は天皇の退位を求めることができるか「倉富勇三郎日記」1927年10月5日付）
- (3) 1932年12月5日になされた平泉澄の昭和天皇へのご進講
 - ◎天皇の下問の内容～大化改新が醍醐天皇以後にその実を喪失した理由、専制政治下の政治の失敗に対する天皇の責任の有無、後醍醐天皇の建武中興失敗の理由とその責任如何
 - ◎前近代における天皇親政と君主無答責←1932年6月、秩父宮が憲法停止、天皇親政を求める

4、侍従長・百武三郎と侍従武官・坪島文雄の記録から 天皇の役割の変質

- (1) 武力戦での敗北を埋めるための天皇の言葉
 - ◎連合国の反攻の早さ、ミッドウェイの大敗を知った天皇と東条英機内閣は、軍を鼓舞する方向で動く。天皇が「士気」を鼓舞し、勅語の渙発という行為を通じて、軍の行なう作戦・戦闘・戦争を評価・嘉賞する天皇
- (2) 陸海軍の争いを助長 言葉の篤さ、言葉の長さ
- (3) 百武は、東洋的な君主像を希求←戦況の悪化とともに天皇の精神がやられる。1943年1月28日「高声御推論も多し」